

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

東根市社協では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている



お問合せ先

東根市生活自立支援相談窓口

(東根社協内)

電話：0237-4 1-2361

受付時間：(月～金曜日 8:30～17:15)



住居確保給付金のご案内

住居確保給付金の支給
期間が **延長** されます



これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、
住居を失うおそれが生じている方々について、
原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



令和3年1月1日以降※

最長で **12か月まで**延長することが可能になります

※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、
以下の **求職活動を行う方が対象** となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・生活再建への支援プランに沿った活動
(家計の改善、職業訓練等)
- ・ハローワークへの求職申込、職業相談
- ・企業等への応募、面接

支給上限額（東根市の場合）

- ◇ 単身世帯：35,000円
- ◇ 2人世帯：42,000円
- ◇ 3人世帯：46,000円

詳しくは、東根市生活自立支援相談窓口にご相談ください。